

江田島市公共交通支援補助金交付要綱

令和 2 年 8 月 7 日

改正 令和 3 年 3 月 1 9 日

(趣旨)

第 1 条 市は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている市内の交通事業者が W i t h コロナ及び A f t e r コロナに対応するために実施した取組に対し、その経費を補助することにより、公共交通利用者の回復を図り、もって市内の公共交通を維持することを目的として江田島市公共交通支援補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、江田島市補助金等交付規則（平成 1 6 年江田島市規則第 5 0 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 航路事業者 海上運送法（昭和 2 4 年法律第 1 8 7 号）第 3 条第 1 項の規定により国土交通大臣の許可を受けた一般旅客定期航路事業を行う者
- (2) バス事業者 道路運送法（昭和 2 6 年法律第 1 8 3 号）第 3 条第 1 号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を行う者
- (3) タクシー事業者 道路運送法第 3 条第 1 号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を行う者

(補助対象事業者)

第 3 条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象事業者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 本市を発着点とする定期航路を運航する航路事業者
- (2) 本市で定期路線を運行するバス事業者
- (3) 本市に営業所を置くタクシー事業者

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費は、次の各号に掲げる補助対象事業を実施するために要した経費とする。ただし、算定した金額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(1) 利用者の回復支援事業 新型コロナウイルス感染症の影響により減少した乗客の回復を図るための事業

(2) 利用者の安全確保事業 新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するための事業

2 前項の規定にかかわらず、国、県、市等から類似する補助等を受けている場合は、その補助額を除いた部分を対象とする。

(補助金額の上限)

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる補助対象事業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を限度として、補助率は、10分の10とする。

(1) 航路事業者 1事業者当たり100万円に本市を発着点とする運航船舶1隻につき、次に掲げる額を加算した額

ア 旅客船(高速船を含む。) 10万円

イ フェリー 20万円

(2) バス事業者 1事業者当たり100万円に運行車両(貸切バス及びスクールバスを含む。)1台につき、10万円を加算した額

(3) タクシー事業者 1事業者当たり30万円に運行車両1台につき、2万円を加算した額

2 前項に定める額の算定基準日は、令和3年4月1日とする。

(補助対象期間)

第6条 補助金の対象期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者（以下「交付申請者」という。）は、江田島市公共交通支援補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（1） 事業計画書（様式第2号）

（2） 海上運送法又は道路運送法の規定による事業の許可書の写し

（3） 運航船舶数又は運行車両数が分かる書類

（4） 国・県・市等から類似する補助等を受ける場合は、その補助等の額が分かる書類

（5） その他市長が必要と認める書類
（交付決定）

第8条 市長は、前条の規定による交付申請があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、江田島市公共交通支援補助金交付決定通知書（様式第3号）により、速やかに交付申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、補助金の交付決定に係る条件を付することができる。

（変更交付申請）

第9条 前条に規定する交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、前条の規定による交付決定を受けた後において、補助対象事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）を行おうとするときは、あらかじめ江田島市公共交通支援補助金変更交付申請書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（1） 変更事業計画書（様式第5号）

（2） その他市長が必要と認める書類

2 前項の軽微な変更は、次のいずれかに該当する場合をいう。

（1） 補助対象事業において、目的の達成に支障をきたすことなく、かつ、能率低下をもたらさない細部について変更を行う

場合

- (2) 補助対象事業に要する経費全体又は交付決定額について、
20パーセント以内の変更を行う場合
(変更交付決定)

第10条 市長は、前条の規定による変更交付申請があった場合は、その内容を審査し、補助金を変更交付すべきものと認めるときは、江田島市公共交通支援補助金変更交付決定通知書(様式第6号)により、速やかに交付決定者に通知するものとする。この場合において、市長は、補助金の変更交付決定に係る条件を付すことができる。

(実績報告)

第11条 交付決定者(前条に規定する変更交付決定を受けた者を含む。以下同じ。)は、補助対象事業が完了した日から起算して20日以内に、江田島市公共交通支援補助金実績報告書(様式第7号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書(様式第8号)
(2) 領収書の写し等の支払った額が確認できる書類
(3) その他市長が必要と認める書類

(額の確定等)

第12条 市長は、前条の規定による実績報告があった場合は、その内容を審査し、交付決定(変更交付決定を行ったものは、当該決定をいう。)の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、江田島市公共交通支援補助金額確定通知書(様式第9号)により、速やかに交付決定者に通知するものとする。

(支払等)

第13条 市長は、前条の規定により交付すべき補助金の額が確定した後に、補助金を支払うものとする。ただし、必要があると認めるときは、概算払をすることができる。

2 交付決定者は、前項本文の規定により補助金の支払を受けようとするときは、江田島市公共交通支援補助金補助金精算払請求書（様式第10号）を、前項ただし書の規定により補助金の支払を受けようとするときは、江田島市公共交通支援補助金概算払請求書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、既に概算払により支払った額が前条の規定による確定額よりも多いときは、その差額の返還を求めるものとし、交付決定者は、当該額を返還しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第14条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、既に交付した補助金があるときは、市長は、その全部又は一部の返還を当該交付決定者に命ずることができる。

（1）この要綱の規定に違反した場合

（2）交付決定の条件に違反した場合

（3）提出した書類に虚偽の記載をした場合

（帳簿等の備付け）

第15条 規則第22条に規定する市長が定める期間は、補助金の交付を受けた日から起算して5年を経過した日の属する会計年度の末日までとする。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年8月7日から施行し、令和2年度予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度予算に係

る補助金から適用する。